

平成 20 年度政策評価・施策評価に係る分科会の審議方法について（案）

1 審議対象・審議件数

	審議対象（県評価）		審議件数		カバー率（%）	
	政策	施策	政策	施策		
平成 16 年度	29	99	15	51	51.7	51.5
平成 17 年度	30	102	15	60	50.0	58.8
平成 18 年度	30	105	21	66	70.0	62.9
平成 19 年度	30	103	11	41	36.7	39.8
平成 20 年度	14	33				

・審議対象の半数程度を，審議する政策・施策とする。

（2 年度で，全政策・施策を一巡）

2 分科会の構成

5 分科会（福祉，環境，教育，産業，社会資本）

3 分科会の開催回数

1 から 3 回程度開催する。なお，審議状況を踏まえ，分科会委員が協議の上，答申に支障が出ない範囲で，開催時期・回数を変更するなど弾力的に扱う。

4 審議結果の判定手法

（1）判定方法

従前どおり，評価シートを基本として調査審議を受けての総括判定

（2）判定段階

平成 16 年度～平成 19 年度 「7 段階判定」

・県が自ら行った評価（適切，おおむね適切，課題有）について，1 から 7 点の判定。数字が大きい程妥当性が高く，4 点が中央値。

平成 20 年度～

・県が自ら行った評価（順調，概ね順調，やや遅れている，遅れている）について

A 案 点数判定（現行）

B 案 項目判定

C 案 その他